

地域計画

策定年月日	令和6年8月30日
更新年月日	—
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	大分県玖珠町 (44626)
地域名 (地域内農業集落名)	大隈・塚脇地域 (金栗院、鎗水、元組、倉園、北組、中島、長野、長野船岡、長野新町、中塚脇、上竹)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	155.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	118.3 ha
② 田の面積	143.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	11.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	17.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	41.1 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	86.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)④については現在農地を賃貸借を行っている面積を含む。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【地域の現状】

大隈・塚脇地域では、玖珠川・中島井路の大きな水系に属する地域であり、広い農用地を有する。農用地は、大半が圃場整備を行っており、農地集積・集約の推進が見込まれる地域である。圃場の管理が他地域と比較し、比較的安易であることから、大型機械化に対応する条件を備えており、稲作を中心とした土地利用型農業が行われている。一方で圃場整備田と都市計画の用途地域が隣接しているため、住宅地や商業地などの有効活用が求められる側面がある。そのため集団的農用地確保と美しい田園風景のある住環境が求められている。

【地域の基礎データ】(国勢調査)

(人・数)

項目	2010年	2020年	増減
人口	3,950	3,740	△ 210
世帯数	1,524	1,551	27
就業人口(農業)	128	120	△ 8

主要となる農産物等	畜産、水稻、WCS、牧草、白ねぎ、菊、園芸作物(トマト・きゅうり等)
-----------	------------------------------------

【地域での課題】

◆農業経営

（収入～品目関連）

- ・米価が安いいため、収入向上・生産意欲に繋がっていない。また特Aが米価格に反映されていない。
- ・農産物の各品目に応じて、販売圏や販路対策を明確にする必要がある。また農家所得向上のためにも販売強化が必要である。
- ・物価高騰であるものの農産物価格が安いいため、農業経営が厳しい状況である。
- ・出荷できない農産物について、売上げ向上に繋がる取組みが必要である。
- ・個人経営や個人所有の機械設備が多いため、補助事業活用要件に合致しないことが多く、将来の経営に対する設備投資が行えない。また小規模農家に対する支援が手薄になっている。

（支出～労働力・作業効率）

- ・コロナ禍やウクライナ情勢により、肥料や飼料など農業資材関係や農機具などがコスト増になり農家所得を圧迫している。
- ・農作業はどの行程も労力が必要なため、省力化や作業効率を行う必要がある。
- ・夏場の異常な暑さにより、作業時間の確保が困難であり、労力と生産に支障をきたしている。

（自然環境）

- ・近年の異常気象により、園芸品目生産に苦慮している。また夏場の暑さにより作業時間が限られる。

◆担い手、後継者

- ・高齢化により若手生産者・後継者が少ないため、農家経営を望む者が少なくなっている。
- ・農業で生活することが厳しい状況であるため、担い手の育成の障壁になっている。
- ・後継者はいるが、農業に対する魅力がないため後継者対策に繋がっていない。

◆農地集約等

（圃場・水利管理）

- ・遊休農地が存在し、また草刈り作業に多くの労力確保が必要なため、生活面や景観に支障をきたしている。
- ・農家数の減少により水利管理をしている土地改良区の運営が困難な状況になりつつある。
- ・農地利用率は高いものの、農地集約が行えていないエリアがあるため作業効率が低下している。
- ・個人経営体が多いエリアと中心的担い手の多いエリアと二極化している。
- ・農地周辺に民家があるため集団的圃場確保の疎外になる恐れがある。
- ・近年の天候による影響により、水不足が生じ水利確保が困難な状況にある。
- ・農地所有者が高齢化するため、今後の農地活用を考える必要がある。
- ・圃場整備されていない農地も存在し、また排水対策等を行う必要がある。

◆地域での暮らし・魅力創出

- ・地域での共有の場などが不足しているため、集落共同作業などが困難な状況になりつつある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

大隈・塚脇地域の「強み」として、「圃場整備された農地が多く存在する」「集团的農地の確保」など、農業生産基盤は、他地域と比較し良好である。万年井路・中島井路など基幹となる水路が整備されており、水利条件は比較的整っている。また都市計画の用途地域エリアと近接しているため、住環境と農地保全の調和が求められる地域である。

一方で、農地所有者の高齢化が今後見込まれることから、圃場整備された集团的圃場の有効活用を行うためにも、中心的な担い手への集積と意欲ある個人経営農家への各種対策が求められている。

これらにより「農業経営」の強化を基軸として、「農地集積・集約」を図り、また「担い手・後継者」が暮らしやすいと感じる「玖珠町の魅力創出」の視点で取り組みにより、当該地域の実情に即した農業将来像を地域と行政・関係機関が共有し方向性とする。

【農業経営】

- ・農業収入増加を目指すために、高単価で取引で行える販路開拓や先進地事例の研究、品目選定の取り組みを行う。また農産物の高付加価値を高めるために、ブランド対策を検討し、総合的な販売戦力の対策を講じる。
- ・自然環境からの影響を緩和するために、温暖化に強い品種選定や施設園芸への取組みを関係機関と連携して進める。
- ・各品目ごとに販路対策が異なるため、実情に応じた販路対策や品質向上対策を関係機関とともに行う。
- ・コスト低減の取り組みを行うために、堆肥や有機肥料、自家飼料の活用などを関係機関と連携して取り組みを進める。
- ・肉用牛経営を安定させるために、飼養頭数の拡大、省力化機器の導入を推進させる。また地域ブランド化を進めるために全国和牛能力共進会への取組み、巡回指導などを強化する。
- ・農業技術ノウハウを円滑に行うため、品目ごとの栽培マニュアルや経営管理指標の作成など関係機関と取り組みを検討する。
- ・農作業の省力化・効率化を行うために、自走式草刈機の導入など効率化・省力化に繋がる取り組みを検討する。また農機具等が安価で導入が行えるように、中古設備等の市場状況を勘案して、仕組みづくりを検討する。

【農地】

- ・集团的農地が存在することから、規模拡大型の農業経営を推進させる。また圃場の団地化を担い手や地域の実情に併せて取り組みを進める。
- ・今後の高齢化に伴い、農地貸出動向を調査し、意欲ある生産者へ貸付が行えるように農地マッチングの取り組みを進める。
- ・作業効率が向上するように、地域実情に即した農道・水路維持管理などを検討する。
- ・土地利用について住宅環境と農地が調和するように関係法令に基づき、適切に運用する。
- ・住みやすい住環境や景観を整えるために、住宅地近郊の遊休農地等の活用を住民とともに検討する。
- ・地域の実情と必要性に応じて、基盤整備の取り組みを検討する。

【担い手・後継者】

- ・担い手不足を解消するため、地域内での農業法人や意欲ある生産者の体質強化を推進させる。
- ・新規就農者など地域外人材が安定的に農業経営が行えるように、受け入れ態勢と人材確保の取り組みを地域・行政がともに環境整備の取り組みを行う。
- ・複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。併せて今後の農業担い手となる兼業農家への対策を検討する。
- ・農地や水路管理を持続的・共同活動が行えるよう全体的な協議の場を年次で設ける。
- ・将来の担い手となる若者に農業を広く知ってもらうため、農業体験や学習の機会を設けて農業に対する理解と関心を高める食農教育の推進を図る。また、農業学科のある玖珠美山高校等との連携促進による農業教育の充実・強化を図る。

【魅力創出】

- ・後継者や若手生産者が住みたくなる町にするために、子育てから生活環境まで総合的な対策を他分野と連携したまちづくりを進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、地域内における基本構想水準到達者などを中心に団地面積の拡大を進める。また農地配分など効率的な農作業等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	5.5	%	将来の目標とする集積率
			28.6
			%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
当該地域は、圃場整備済みの圃場が多く、本町においても比較的集団化が行える地域である。そのため年次で農地集積・集約化の「協議の場」を中心的な経営体を主体とした取組みを進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
貸付希望農地に対する集積を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。また認定農業者、新規就農者、基本構想水準到達者及び意欲ある生産者などを中心に団地面積の拡大を進め、農地配分など効率的な農作業・作付け推進等が行えるように、地域の実情に応じた対応を進めていく。 ・圃場条件により、高収益作物への転換を図り、農業の作付け品目、作物の育成などに合致した集積・集約を図る。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。また土地所有者の貸付意向を的確に把握し、農地借受け希望者へのマッチングを適切に進める。将来的には当該地域での担い手が効率的な営農に繋がる経営農地の集約化を目指す。	
(3)基盤整備事業への取組	
・大隈・塚脇地域では、基盤整備事業が行われている圃場が多いが、一部で未整備圃場も存在する。特に未整備圃場では、圃場面積が狭小であることなど作業効率が低下する状況でもある。そのため野菜などの園芸品目の導入などの品目転換や単収及び品質の向上に向けた排水対策、その他にも大区画化(けい畔除去)等の整備について地域の特性と実情に応じた対策を検討していく。 ・農業用施設としては、水路の老朽化や維持管理を行う労働力の低下が課題となっている。そのため各地域の農村を守るため必要な水路等の改修及び実情に即した対策等を行い、施設の長寿命化を図り、農業用水の安定的な供給を確保する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・新規就農者や集落営農組織、年齢による属性など多くの担い手パターンがある中で、当該地域で最適な仕組みづくりを実施する。 ・本町の状況として専業農家より兼業農家が多い状況であるため、複合的な職業としてライフスタイルの確立が行えるように雇用創出と農業経営の安定化を推進させる。 ・認定農業者などの地域内の後継者育成や、移住定住・関係人口の創出など外部からの人材確保を図る。また域外定住では、空き家活用などを地域住民と連携して行い、集落で住みやすい環境づくりを共に行う。 ・当該地域では土地利用型作物を基軸に中心経営体が多く存在することから、規模拡大経営及び新規法人化経営体などの育成を推進させる。 ・集落営農組織が中心となった玖珠町地域農業サポートセンターにより地域農業の維持と保全、担い手対策を推進させる。	
(5)農業協同組合等の農業サービス事業体等への農作業委託の取組	
・地域内外で作業受託を事業体へ農作業の一部を委託することにより、農作業の効率化を図り、農業経営の維持及び遊休農地の発生防止を図る。 ・集落営農組織が中心となった玖珠町地域農業サポートセンターにより地域農業の維持と担い手対策を推進させる。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣駆除対策及び防護柵設置を引き続き行うとともに、防護柵の適正管理を行う。また鳥獣被害は地域単位で異なることから、地域実情に即した対策を検討する。
- ②昨今の肥料高騰や高収益品目の取り組みを行うため、有機農業の導入を関係機関とともに検討を進める。
- ③圃場管理などの省力化や効率化を行うため、経営規模や作物、圃場状況に合致したスマート農業技術の導入を関係機関と連携して検討する。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用により、地域一体となった保全・管理を行うとともに、遊休農地は地域農業に即した利活用が行えるように検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		畜産・水稻等	5.1 ha	— ha	畜産・水稻等	5.1 ha	— ha	1	
認農		畜産・水稻等	4.9 ha	— ha	畜産・水稻等	4.9 ha	— ha	2	
認農		畜産・水稻等	5.6 ha	1.7 ha	畜産・水稻等	5.6 ha	1.7 ha	3	
認農		畜産・水稻等	2.1 ha	— ha	畜産・水稻等	2.1 ha	— ha	4	
認農		畜産・水稻等	3.7 ha	1.7 ha	畜産・水稻等	3.7 ha	1.7 ha	5	
認農									
認農		畜産・水稻等	1.7 ha	— ha	畜産・水稻等	1.7 ha	— ha	6	
認農		畜産・水稻等	— ha	— ha	畜産・水稻等	— ha	— ha	7	
認農									
認農		畜産	2.3 ha	— ha	畜産	2.3 ha	— ha	8	
認農		畜産	1.3 ha	— ha	畜産	1.3 ha	— ha	9	
認農		園芸・水稻等	3.9 ha	— ha	園芸・水稻等	3.9 ha	— ha	10	
認農		畜産・水稻等	1.0 ha	— ha	畜産・水稻等	1.0 ha	— ha	11	
認農			ha	— ha		ha	— ha		
親就			ha	— ha		ha	— ha		
親就			ha	— ha		ha	— ha		
認農			2.3 ha	— ha		2.3 ha	— ha	12	
認農		畜産等	ha	— ha	畜産等	ha	— ha		
到達			ha	— ha		ha	— ha		
認農		水稻等	3.6 ha	— ha	水稻等	3.6 ha	— ha	13	
認農		花き等	0.5 ha	— ha	花き等	0.5 ha	— ha	14	
認農		水稻等	4.8 ha	— ha	水稻等	25.1 ha	— ha	15	
認農		園芸等	0.1 ha	— ha	園芸等	0.1 ha	— ha	16	
認農		畜産・水稻等	1.0 ha	— ha	畜産・水稻等	1.0 ha	— ha	17	
認農		園芸・水稻等	1.3 ha	— ha	園芸・水稻等	1.3 ha	— ha	18	
到達			ha	— ha		ha	— ha		
認就		水稻等	2.2 ha	0.8 ha	水稻等	2.2 ha	0.8 ha	19	
認就		畜産等	2.2 ha	— ha	畜産等	2.2 ha	— ha	20	
認就		園芸・水稻等	1.3 ha	— ha	園芸・水稻等	1.3 ha	— ha	21	
到達									
認農		水稻等	1.0 ha	— ha	水稻等	1.0 ha	— ha	22	
認農		水稻等	1.5 ha	— ha	水稻等	1.5 ha	— ha	23	
認農		園芸・水稻等	0.3 ha	— ha	園芸・水稻等	0.3 ha	— ha	24	
認農		園芸・水稻等	0.3 ha	— ha	園芸・水稻等	0.3 ha	— ha	26	
到達		水稻等	1.3 ha	— ha	水稻等	1.3 ha	— ha	27	
到達		水稻等	1.5 ha	— ha	水稻等	1.5 ha	— ha	28	
到達		水稻等	1.1 ha	— ha	水稻等	1.1 ha	— ha	29	
到達		水稻等	1.9 ha	— ha	水稻等	1.9 ha	— ha	30	
到達		水稻等	1.5 ha	— ha	水稻等	1.5 ha	— ha	31	
到達		水稻等	2.0 ha	— ha	水稻等	2.0 ha	— ha	32	
利用者		水稻等	4.4 ha	— ha	水稻等	4.4 ha	— ha	101	
計	31経営体		67.7 ha	4.2 ha		88 ha	4.2 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
サ		耕起、代掻き、田植、稲刈	水稻
サ		耕起、代掻き、田植、稲刈	水稻
サ		耕起、代掻き、田植、稲刈	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)
農業を担う者の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、公表する場合やその他施策のために利用する場合等は、本人の同意を得る等個人情報の取扱いに留意してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	—	うち計画同意者数(人・%)	—
-------------	---	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。